

保育運営基準及び保育所入所申込世帯状況調査 (母親の状況)

*保育所保育の実施運営基準は次のとおりとし、保育指数の多い順から入所の優先順位を付するものとする。

- (注意) 1 入所申込児童の母親の状況により該当する基本基準の基準指数を決定し、○を付けること。
 2 市長が認める前各号に類する状態にある場合は、基準指数から2を引くこと。ただし、就職活動中等の場合の基準指数は0とする。
 3 次に調整基準の類型すべてについて該当する調整指数を決定する。
 4 2の基本基準指数に3の調整基準指数を加えて保育指数を決定する。この場合において基準指数が0の場合はいかなる調整指数を加えてもその保育指数は0とするものとし、保育指数は負の数にならないものとする。

1 基本基準

保 育 基 準		児童の母親の状況 (同居の親族その他のものが児童の保育に当たれない場合)			基準指数	
番号	類型	目 的		適 用		
1	居 宅 外 労 働	事業所等勤務	常 雇 用	常時雇用されている者	8	
				臨時・パート	8時間以上	7
			6時間以上		6	
			4時間以上		5	
			4時間未満	0		
		自 営 業	主たる従事者	20日以上	8	
				20日未満	7	
			家族従事者	8時間以上	7	
				6時間以上	5	
				4時間以上	4	
4時間未満	0					
2	居 宅 内 労 働	自 営 業	主たる従事者	20日以上	8	
				20日未満	7	
			家族従事者	8時間以上	6	
				6時間以上	5	
				4時間以上	4	
		4時間未満	0			
		内 職	8時間以上	6		
			6時間以上	5		
			4時間以上	4		
			4時間未満	0		
死亡、拘禁、行方不明等による母の不在	10					
3	母の不在家庭	母 の 不 在		死亡、拘禁、行方不明等による母の不在	10	
		母 親 の 出 産		産前2か月から産後3か月までの者	8	
		母 親 の 疾 病	入 院	おおむね1か月以上入院している者	10	
				常時臥床	おおむね1か月以上常時臥床している者	9
			自宅療養	精神・結核	6か月以上の加療安静が必要なもの	9
				一般療養	1か月以上の加療安静が必要なもの	6
		身 障 者	身障手帳1、2級		身体障害者手帳所持者	8
			身障手帳3級			7
			身障手帳4級			6
		4	母 親 の 疾 病 等	入 院 付 添 い		おおむね1か月以上付添っている者
重 度 身 障 者 の 介 護				同居の重度障害者の介護を行っている者	8	
寝 た き り 老 人 の 介 護				同居の寝たきり老人の介護を行っている者	8	
そ の 他 の 者 の 介 護				同居の居宅内長期療養者の介護を行っている者	6	
5	疾 病 の 介 護	家 庭 の 災 害		災害の復旧にあたる場合	10	
6	家 庭 の 災 害	家 庭 の 災 害		災害の復旧にあたる場合	10	

A 基準指数の合計

2 調整基準 (Aが0の場合Bを加算しないこと)

◎調整基準に定める危険業種は、次のとおりとする。

- ①熱加工処理業種 (金属切削加工、天プラ惣菜製造業、豆腐製造販売、飲食店、クリーニング業等)
 ②毒物処理業種 (毒劇物取扱業、有機溶材使用業、汚物・屑物取扱業)
 ③危険器具類使用者 (印刷、製本プレス、縫製業種、理美容、畳屋、運送業、精肉販売、魚商、刃物針裁断機、高圧電気器具使用)

調 整 基 準		調 整 基 準 の 状 況			調整指数	
番号	類 型	目 的		適 用		
1	世 帯 の 状 況	母 子 家 庭		父の死亡、離別、行方不明等の父の不在	+2	
		父 子 家 庭		母の死亡、離別、行方不明等の母の不在	+2	
		生 活 保 護 家 庭		生活保護法による被保護世帯	+1	
		保育所入所児童数	2人以下		兄弟姉妹が既に保育所に入所している場合	+1
			3人以上			+2
		特別児童扶養手当	一級受給		特別児童扶養手当を受給している児童がいる場合	+2
二級受給			+1			
2	無職同居親族の状況	55歳未満の者がいる場合		無職で在宅の祖父母及びその他の者がいる場合 (障害者等児童の介護ができない者を除く)	-6	
		55歳以上65歳未満の者がいる場合			-1	
3	同居内労働の状況	危 険 業 種		熱加工処理業種、毒物処理業種、危険器具類使用業種等居宅内労働の業態が危険な業種である場合	+1	

B 基準指数の合計

入所申込者 (保護者) _____

入所申込基準番号

保育指数 (A+B)